

モアナⅠとⅡの海側道路の路上駐車に関し（注意）

やめよう路上駐車！

モアナⅠとⅡの海側道路に路上駐車がみられますが、最近では、大型トラックの駐車も散見されるようになり、危険度が高まっております。また、先日は自動車の不法投棄もありました。路上駐車は危険を伴う迷惑行為です。速やかにやめましょう。

路上駐車は…

- 交通事故の原因となります。
- 同じように路上駐車する車が集まります。
- 救急車、消防車等の緊急活動の障害となります。
- 街の美観を損ないます。
- 自動車不法投棄の原因となります。

長時間の路上駐車は法律で禁止されています

路上駐車のうち、次の行為は、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」（車庫法）により禁止されており、刑罰（懲役または罰金）が科せられることがあります。

- 道路上の場所を自動車の保管場所として使用すること（いわゆる青空駐車）
- 自動車が道路上の同一場所に引き続き12時間以上駐車すること
- 自動車が夜間（日没時から日の出の時点までの時間をいう）に道路上の同一場所に引き続き8時間以上駐車すること

来客時は来客用駐車場をご利用ください

当マンションには来客用の駐車場がありますので、来客時にはそちらをご利用ください。

今後も改善が見られない場合は、チラシ貼り付け等の処置についても検討いたします。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。